

海区漁場計画

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 33 度 9 分 9 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点 (基点第 1 号と基点第 2 号とを結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯 32 度 59 分 48 秒東経 130 度 23 分 20 秒の点 ((ア) から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯 32 度 58 分 55 秒東経 130 度 19 分 41 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯 32 度 58 分 47 秒東経 130 度 19 分 40 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯 32 度 57 分 50 秒東経 130 度 13 分 48 秒の点 (基点第 4 号と (ア) を結ぶ直線上、基点第 4 号から 1,000 メートルの点)

基点第 1 号 北緯 33 度 9 分 19 秒東経 130 度 21 分 39 秒 (福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 2 号 北緯 33 度 8 分 59 秒東経 130 度 21 分 3 秒 (佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第 3 号 北緯 33 度 0 分 18 秒東経 130 度 25 分 25 秒 (福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第 4 号 北緯 32 度 57 分 22 秒東経 130 度 13 分 29 秒 (佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|----------------|
| 第一種共同漁業 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あさり漁業 | 同上 |
| | からすがい漁業 | 同上 |
| | はまぐり漁業 | 同上 |
| | ばい漁業 | 同上 |
| | あかがい漁業 | 同上 |
| | くまさるぼう漁業 | 同上 |

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|--|-----------|------------------|
| 第一種共同漁業 | もがい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | にし漁業 | 同上 |
| | たいらぎ漁業 | 10月1日から翌年5月31日まで |
| | しおふき漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | あげまき漁業 | 同上 |
| | まてがい漁業 | 同上 |
| | うみたけ漁業 | 同上 |
| | はいがい漁業 | 同上 |
| | たこ漁業 | 同上 |
| | 餌むし漁業 | 同上 |
| | しゃこ漁業 | 同上 |
| | いそぎんちやく漁業 | 同上 |
| | しゃみせんがい漁業 | 同上 |
| | 第二種共同漁業 | 三尺網漁業 |
| あみもじ網漁業 | | 同上 |
| こうもり網漁業 | | 同上 |
| 待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。) | | 同上 |
| かにかご漁業 | | 同上 |
| いかかご漁業 | | 同上 |
| あなごかご漁業(筌 <small>せん</small> を使用するものを含む。) | | 同上 |
| うなぎかご漁業(筌 <small>せん</small> を使用するものを含む。) | | 同上 |

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ 条件

(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項(区画漁業権)

① 公示番号 農区第201号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

② 公示番号 農区第 202 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神崎市千代田町

③ 公示番号 農区第 203 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 6 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び

（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

（ア）北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点

（イ）北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点

（ウ）北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点

（エ）北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点

（オ）北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点

（カ）北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点

（キ）北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点

（ク）北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点

（ケ）北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神崎市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（ク）の各点、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（シ）の各点及び（タ）、（チ）、（ツ）、（キ）、（タ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

（ア）北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点

（イ）北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点

（ウ）北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点

（エ）北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点

（オ）北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点

（カ）北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点

（キ）北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点

（ク）北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点

（ケ）北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点

（コ）北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点

（サ）北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点

（シ）北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 7 分 3 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第 208 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ウ)、(カ) 及び (キ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 8 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑦ 公示番号 農区第 209 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(ア)、(イ)、(ス)、(カ)、(ア) の各点及び (コ)、(エ)、(シ)、(ケ)、(コ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第 210 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点、（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点、（ヌ）、（ネ）、（ノ）、（ハ）、（ヌ）の各点及び（ヒ）、（フ）、（ヘ）、（ホ）、（ヒ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第211号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（カ）、（ネ）、（ヌ）、（コ）、（カ）の各点、（キ）、（ク）、（ケ）、（カ）、（キ）の各点、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）、（サ）の各点、（ソ）、（タ）、（チ）、（ツ）、（ソ）の各点及び（テ）、（ト）、（ナ）、（ニ）、（テ）の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点

- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 4 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第 212 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- （ア）北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- （イ）北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点
- （ウ）北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- （エ）北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
- （オ）北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）

⑪ 公示番号 農区第 213 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- （ア）北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- （イ）北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点

(エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点

(オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

2 漁場の図面
別添のとおり

3 漁業の免許予定日
令和5年9月1日

4 3の申請期間
令和5年6月1日から同年7月3日まで

5 免許の存続期間
共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

6 類似漁業権以外の漁業権
なし